

決 裁	館 長	副館長	合 議 (担 当)

# 米原市近江公民館利用許可申請書

令和 元 年 4 月 1 日

米原市近江公民館長 様

各事項をもれなく記入  
してください

申請者住所： 米原市顔戸 1 5 1 3 番地

団 体 名： 米原市近江公民館

代表者氏名： 近江 花子

申 請 者： 近江 花子

電 話： 5 2 - 3 4 8 3

米原市近江公民館施設の利用について次のとおり申請します。

利用施設名	研修室 2 - 2					
使用備品 (品名、数量)	※グラウンドの場合は近江グラウンド					
利用日	利用時間					備考
4 2 火	午前 午後	9 時 00 分	～	午前 午後	12 時 00 分	
	午前 午後				時 分	
	午前 午後				時 分	
	午前 午後				時 分	
	午前 午後	時 分	～	午前 午後	時 分	
	午前 午後	時 分	～	午前 午後	時 分	
	午前 午後	時 分	～	午前 午後	時 分	
利用目的	サークル活動		利用内容 (具体的に記入)		手 芸	
利用人員	1 2 名		利用責任者		近江 花子	
使用許可の条件						
1. 許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を転貸しないこと。						
2. 使用により施設や備品等を破損したとき、使用者は損害を弁償すること。						
3. 事故の防止（火災、盗難等）に注意すること。						
4. 使用後は使用前の良好な状態に復し、備品は所定の場所に返却すること。						
5. 一般来館者他に使用しているものの管理についてはよく配慮すること。						
6. その他関係条例及同規則または指示事項を守ること。						
7. 各申し込み者に公平にご利用していただくためにも取消しの連絡をする場合があります。						
(注) この用紙は施設使用 1 週間前に当施設で申請手続をしてください。						